

# 「村落 と 環境」

第 11 号

---

2015 年 8 月

村落環境研究会

## 村落環境研究会会則

### (名称)

**第1条** 本会は村落環境研究会と称する。

### (事務所)

**第2条** 本会の主たる事務所を島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江渕研究に置く。

### (目的)

**第3条** 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

### (事業)

**第4条** 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

### (会員)

**第5条** 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。  
その構成員は3名を限りに事業に参加することが出来る。賛助会員は議決権を有しない。

### (役員)

**第6条** 1 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。

- 2 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。  
会長は事務局長を指名する。
- 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。  
事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- 5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

### (会議)

**第7条** 1 本会に総会、理事会および監事会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員の選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
- 4 監事会については、別に監事会が定める。

### (会計)

**第8条** 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなく。年会費は理事会で決める。

### 付則

本規則は、平成22年9月3日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 江渕 武彦

# 村落と環境 第 11 号

## 目 次

第 11 回シンポジウム開会あいさつ（江渕 武彦）	
第 1 報告 宮崎県における生産森林組合の現状と課題 （中武 好美： 宮崎県環境森林部山村・木材振興課）	1
第 2 報告 廃村後における森林管理の実態 （宮崎大学： 大地 俊介 黒木麻未 藤掛 一郎）	6
第 3 報告 馬毛島入会権訴訟 （沖縄大学地域特別研究所 牧 洋一郎）	14
入会相談	26
閉会あいさつ（中尾 英俊）	31
研究会記事	32
編集後記	

## 第 11 回シンポジウム開会あいさつ

会長 江渕 武彦（島根大学）

村落環境研究会第 11 回シンポジウムを、ここ宮崎市民プラザで開催致します。このシンポジウムにおきましては、宮崎県山村・木材振興課の中武さん、宮崎大学の大地先生とその研究室のみなさん、沖縄大学地域特別研究所の牧さんからご報告を頂きます。

平成 25 年 9 月に島根県民会館で実施しました本会シンポジウムでは、松江市と安来市における生産森林組合から認可地縁団体への改組の実例を扱いました。

中武さんからは、宮崎県全体のこのあたりの事情も伺いたいと思います。大地先生と先生ご指導のみなさんからは、生産森林組合の解散どころか、組合の基礎たる集落そのものが解消してしまった事例についてお話をいただきます。牧さんからは、第 8 回シンポジウム（平成 23【2011】年 9 月長崎県対馬市開催）に、有名な馬毛島入会訴訟事件についてすでにご報告を頂きました。このたび、その続編として、再び牧さんにご報告いただくこととしました。活発なご議論を期待いたします。

## 第1報告

### 宮崎県における生産森林組合の現状と課題

宮崎県環境森林部山村・木材振興課  
組合・担い手育成担当 中武 好美

#### ●宮崎県の森林・林業

宮崎県は九州の南東に位置し、森林面積は 589 千 ha で県土の 76%を占める。うち民有林が 412 千 ha (70%)、国有林が 178 千 ha (30%) である（図 1）。人工林面積は 348 千 ha で、そのうち民有林が 246 千 ha、国有林が 102 千 ha となっている。また、民有林における人工林面積の 72%にあたる 178 千 ha がスギである。

平成 25 年の素材生産量は 1,713 千 m<sup>3</sup>、うちスギが 1,564 千 m<sup>3</sup> (91%) であり、全国生産量の 14%を占めており、23 年連続して全国 1 位である（図 2）。

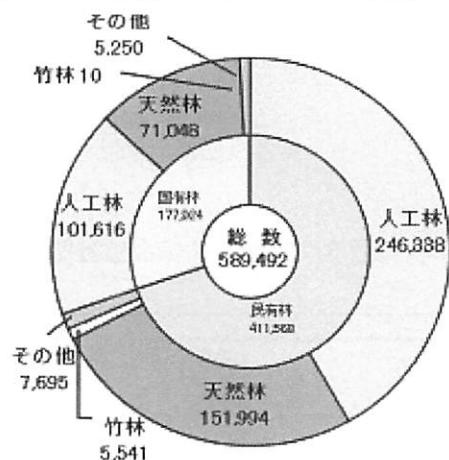


図 1 森林面積 (ha) \*

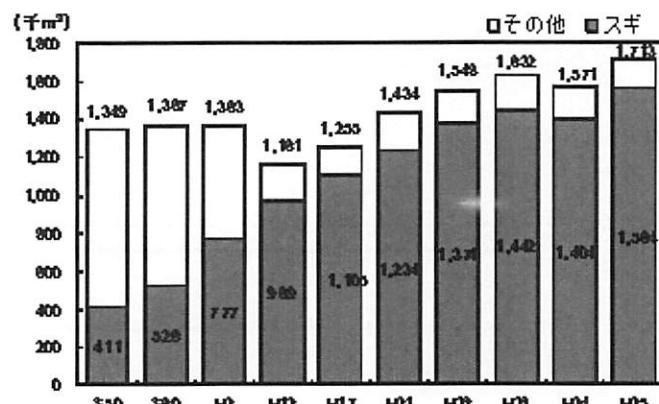


図 2 素材生産量の推移 \*

\* 宮崎県の林業・木材産業の動向  
(H26.5)

#### ●生産森林組合の状況

県内において、昭和 43 年度からこれまでに 69 の生産森林組合が設立され、その内の 67 組合が入会林野近代化法による整備を受けており、その多くが昭和 50 年代初めまでに設立されている。

森林組合一斉調査によると、平成 24 年度末現在の生産森林組合数は 53 組合、組合員数 4,230 名であり、組合所有林面積は合計 12,291ha である。地域別では、県の北部にある東臼杵地域に 48 組合が位置しており（図 3）、所有林面積の合計は 11,643ha と 95%を占めている。

近年、新たな生産森林組合は設立されておらず、平成11年度に1組合の設立があったのが最後である。（図4）解散を望む生産森林組合も見られており、平成元年度末の生産森林組合数68組合をピークにこれまで16組合が解散している。

平成15年度から平成24年度までの10年間では、13組合が解散している。解散したすべての組合が解散理由として、組合員の高齢化や後継者不足を挙げている。解散した13組合の設立は、昭和40年代から50年代が主であり、設立当時に中心となっていた組合員が高齢となったことや後継者が少ないとことで組合員数が減少し、共同作業が難しくなったと述べている。併せて、木材価格の低迷等により立木等を販売しても収入が少ない、または収入がないのに税金を含めた費用は毎年発生するため、組合経営が厳しくなったことを解散の理由として挙げている。

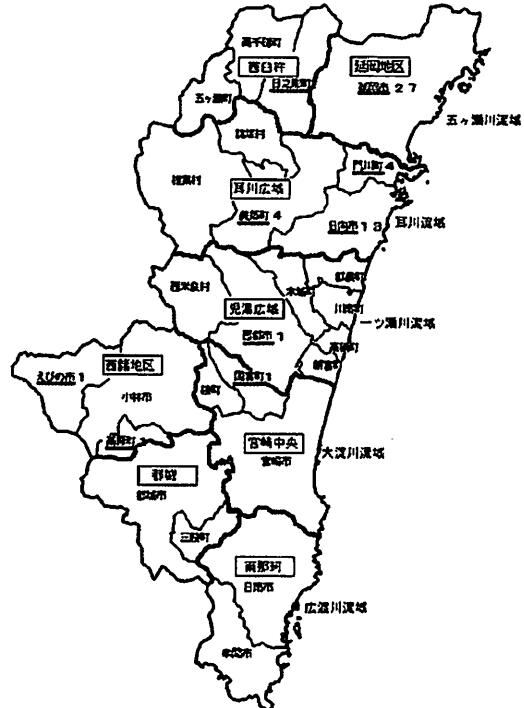


図3 生産森林組合位置図

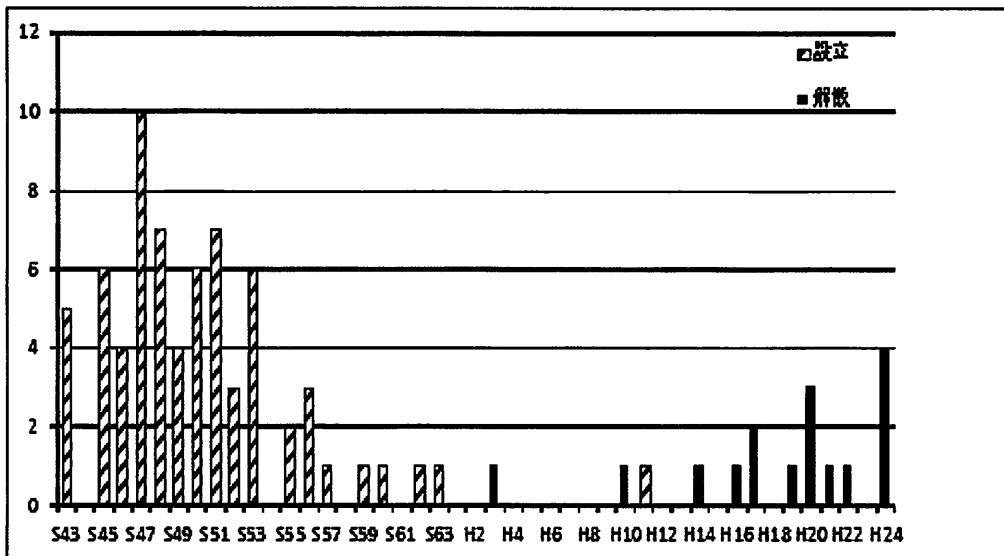


図4 生産森林組合の設立数と解散数

### ●現状把握調査結果

平成26年6月に県内の生産森林組合51組合を対象に行った現状把握調査において32組合から回答があった。

#### ① 組合員の年齢構成

32組合の組合員 2017名の内、679名が 61～70歳、806名が 71歳以上であり、60代以上が 70%以上を占めている（図5）。

### ② 地区内に後継者がいない人数

地区内に後継者がいない組合員は 642名であり、組合員の減少につながる要因の一つと考えられる。

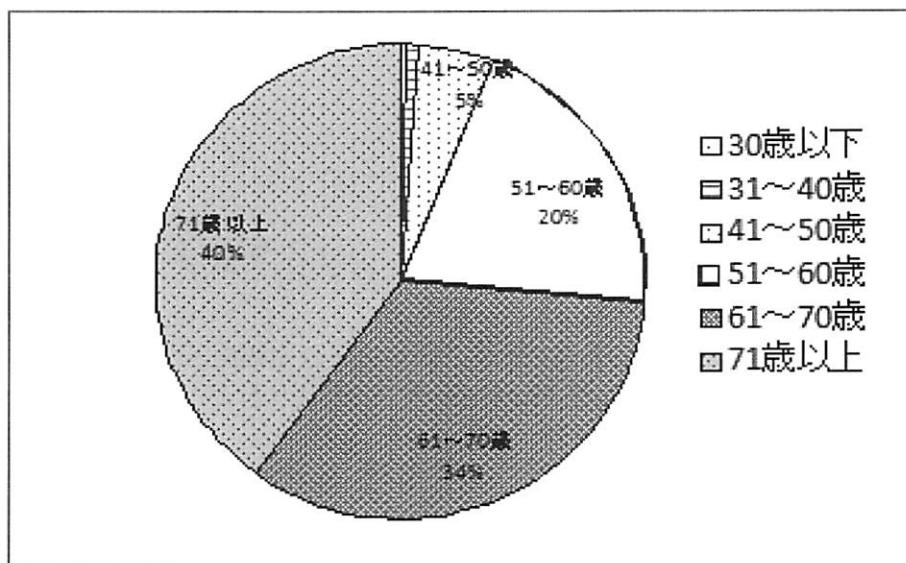


図5 組合員の年齢構成

### ③ 組合員の常時従事業務の規定の必要性

- ア) 今後も必要（12組合） イ) 不要（19組合） ウ) わからない（1組合）

組合員の常時従事義務については、森林経営を行う上で当然と考えている組合がある一方で、高齢化や後継者不足等により、施業が難しいとする組合がある。

### ④ 施業の外部委託の意向

- ア) 委託の拡大を希望（19組合） イ) 不要（12組合） ウ) 分からない（1組合）

常時従事義務が不要と考える組合は施業の外部委託の拡大を希望しており、理由として高齢化や後継者不足により実施する者がいないとしている。

## ● さいごに

生産森林組合の経営において、現在、多くの組合が高齢化や後継者不足に係る問題を抱えている。調査によって挙げられた問題点として、木材価格の低迷により収入が減少し経営が厳しい、組合員の減少や交代等によって施業経験が乏しくなっており経営が難しい、税金の負担が重い、解散したくても手続や費用面で難しい、組合の存続意義が見出せていない等がある。

現在、このような課題を抱えている中で、組合の解散を視野に入れている組合が少なく

ない。解散を考える前に、経営を見直し、健全化を目指すことが必要であるが、その意欲が低下しており、活動そのものが停滞している組合も見受けられる。

生産森林組合を解散し、森林を個人所有や地縁団体所有とすることで、組合としての責任はなくなるが、森林そのものが無くなるわけではないため、解散後にどのように森林管理をしていくのかを十分に議論することが重要である。

宮崎県では、生産森林組合連絡協議会を毎年開催し、研修会や情報交換を行うとともに、会計事務処理や総会資料作成等に関して森林組合連合会と個別指導を行っている。引き続きこれらを実施しながら、間伐や造林等の森林整備事業等を通じて生産森林組合とともに森林の適正管理に取り組んでいきたいと考えている。

## 第1報告 質疑

- (中尾) 生産森林組合を解散して地縁団体所有にした例はどのくらいはあるか。
- (中武) 今、正確な数字はわからないが、少ない件数ではない。
- (中尾) 運営はどうしているか。
- (中武) 組合解散のうえ地縁団体所有としたところまではわかっているが、その後の追跡調査は行なっていない。
- (中尾) 最近、森林の登記が安易に地縁団体名義にされる傾向がある。しかし、地縁団体は、年寄や子供まで含めた個人がその構成員として想定されている。かような団体は、林業生産・森林管理組織としてふさわしいかどうか問題である。
- (岡本) 私もその点について、昨年のシンポジウムで報告した。会報第10号<sup>註)</sup>を参考にしてほしい。

編集部註・ 岡本常雄「入会集団と認可地縁団体」『村落と環境』第10号（2014年）5頁以下。

(牧) 組合員が税の負担が大きいということだが、法人住民税の基本税額は7万1千円で、税理士報酬は、鹿児島県の場合は3万円台。したがって、納税経費は約10万円である。生産森林組合にとって、これは大きな負担なのか。

(高尾) 組合に収入がなければ、大きいといわざるをえない。

(江渕) 組合に収入がなく、組合員の負担で納税のための経費を賄うと、組合員1名あたりの負担はそれほど大きくないかもしれない。しかし生産森林組合は、1個人の人格を持った団体で、借入金や寄付金で会計を維持しているという事態は健全とはいはず、会計に無理がある。収入と支出のバランスがとれていなければならぬ。もとより生産森林組合の前身は入会集団であったという場合が多い。すなわち、入会整備によって、多くの入会集団が生産森林組合に改組したのだ。入会整備の前には法人住民税は付加されていなかった。入会整備の時に、整備後の経営形態として生産森林組合方式を選択すれば、法人住民税が賦課されるようになると、都道府県や市町村の担当者は説明していただろう。しかし以前は、林業収入の見込みがあったから、そのような経費は賄えるとの見通しがあったと思う。ところが、木材価格が下落してそれが得られなくなつた。すなわち、林業収入が期待できた時代とは事情が変わってしまったのだ。この研究会において、早い時期から強くこの問題を指摘していたのは、佐賀県生産森林組合協議会の豆田さんだった。豆田さんは、この研究会で法人住民税について声を挙げてほしいと希望されていた。私たちは、その豆

田さんの気持ちはよくわかっているし、その問題提起は林野庁にも届いてはいると思う。しかし、林野庁が都道府県知事や市町村長に対して、法人住民税の減免措置を執ることを指示し、あるいは要求することなどできない。やはり地元の生産森林組合が徴税権者に対して要請することが原則だ。そのほかに、私たち研究会には何ができるのだろうかと、私はいつも考えている。同時に、生産森林組合の収入と支出の不均衡問題がなぜ生じたのか、という原因究明も必要だろう。すなわち、生産森林組合の立場からみれば、何のための入会林野整備だったのか、という根本問題の究明が必要だろう。入会林野近代化法は助長の法律であり、建前としては、行政が整備事業を強制したわけではない。あくまで、入会権者が知事の認可を申請するという形式で整備事業が実施されたのだ。しかしながら、実質的には行政による入会林野整備の勧奨があったと思われるし、また、行政の中で、今年はどれくらい入会整備が進んだかというノルマの意識もあったのではないか。そうすると、やはり我々は、今後、この研究会を通じて入会林野近代化法とは一体何だったのかということを問い合わせを続けなければならないのではない。

(岡本) 昨年のシンポジウムで、鳥取県智頭町で法人住民税減免措置が執られているという話を聞いた。これは地方税だから、各徴税権者・自治体レベルでそれを政策的に対応することは可能ではないか。

(江淵) 智頭町では、昭和61年にそのような要綱が制定されている。徴税権者は、税負担の衡平さを考慮しなければならない。なぜ生産森林組合の場合に限って住民税を減免するのか、という問題だ。おそらく、智頭町は森林・林業政策上の配慮にもとづいて減免しているのではないかと思うが、すべての徴税権者がそのような配慮をするかどうか。税負担の衡平性という理念と、森林・林業政策との関係が問題となろう。

(牧) 智頭町では、県民税・2万1千円の方はどうか。

(江淵) これは智頭町の措置で鳥取県のものではない。したがって市民税のみだと思う。

(高尾) 市町村民税課税台帳に納税義務者が登載されると、当然に、都道府県民税課税にもその氏名・名称が登載される。智頭町の生産森林組合が課税台帳に登載されているなら、県民税は賦課されているだろう。

(牧) 最近では、鹿児島市旧松元町では、転出した組合員が帰ってきている。

(中尾) その組合における組合員の居住は、どの範囲まで認められるのか。森林管理のための労力を提供できる範囲に限定されると思うが。

(牧) 市内に制限されている。通える距離は、車で20分程度だ。ただこの組合では、組合員の高齢化が進み、若返りを望んでいる。

(高尾) 昨年、生産森林組合の研修会で話をしてほしいと言われたので出かけたが、いずれも組合運営に困っていると聞いた。その時に私も組合も努力して収益を得る努力をしてほしいと述べた。現在、各都道府県に森林環境税という制度がある。生産森林組合が管理する山林は、古来よりその地域の象徴であり、生活の糧であった。このような森林を守るために事業が本来の森林環境税の目的だと思うし、事業採択も可能ではないか。自分たちも働くし、事業収益の一部を組合運営に役立てることもできる。県に対しても、そのような制度を考えてほしいと伝えている。

## 第2報告

### 廃村後における森林管理の実態

宮崎大学 大地俊介 黒木麻未 藤掛一郎

#### 1 研究の背景

山村が森林管理において必要であるとの前提で、山村振興法という法律が設けられている。この法律の性格上、森林管理のためにということになっているが、山村にはそのような機能があると評価されてきたわけである。一方、大野晃先生の限界集落論で明らかにされたように、集落の存続が限界に来て消滅していくというプロセスが現実のものとなっている。

とりわけ総務省の調査は2006年から5年の間、90余りの集落が消滅したとするが、今後、かのような集落消滅の増加が予測される。

この状況の中で、集落を支えるべきとの問題意識も重要であるが、その一方で、廃村が森林管理にいかなる影響を与えるかが問題となる。それは同時に、山村は森林管理にどのような役割を担っているかの課題とも関係する。現時点での林政学において、山村の必要性の決定的根拠は必ずしも明らかではない。しかし、集落消滅が森林管理に与える影響を明かにすることにより、それが論証できるであろう。ただそれだけではなく、集落消滅の後、森林管理のための代替の仕組みを考えなければならない。

このような関心から調査を意図したが、あまり事例が得られなかった。ダム建設が原因となって集落が移転した事例では、補償金収入があり、森林管理を森林組合に任せるなどの手が打たれていて参考になりにくい。櫛の歯が抜けるように廃村となった集落の跡地利用という事例は少ない。そのような状況下で、平成に入ってほどなく廃村となった地区が見つかったので、宮崎大学の学生・卒業生が中心となってこのケースを調査した。

#### 2 調査方法

存命者が少なくなってしまい老人ホームに入っている人も多かったが、1名から聴き取ることができた。1名とはいいうものの、事情に詳しい人だったので、有意義な聴き取りができた。また、地元の森林組合や、廃村した後の山を集積している事業体への聞き取りを行なった。

県や市町村に保管されている資料のほかに、集落に伝えられてきた誓約書（大正11年改）・山林台帳（昭和3年写）、寒川子割山台帳（昭和12年）を調査した。これらは、私たちの調査で初めて発見したものであると思うが、九州山地の入会関係に一石を投じるような資料ではないかと考えている。また、森林簿から得られた情報をもとに、地理情報システム上の分析も試みた。

法務局の登記簿や市役所の土地台帳から所有の変遷を調べた。ただし、決定的なことを知ることはできなかった。

#### 3 寒川集落の概況

私たちが調査対象とした寒川集落は、現在では宮崎市から北約20キロに位置する西都

市に属する。この集落は、明治 22 年以前は独立した村であったが、同年の町村制に際し、ほか 4 か村と合併して三財村となった。寒川地区は、この新村を構成する大字となった。昭和 37 年、この三財村は、西都市に合併された。ここは、菊池氏の支配地の一角にあつた。明治初期、42 世帯 215 名という記録がある。集落で神楽を催し、青年会活動の記録もある。まさに、村落共同体としての機能を有していたものと思われる。林業に熱心で、大字寒川だけで森林組合を組織していた時代もあった。このような村落も、人口減少により 6 世帯となり、平成元年に、集落再編事業にもとづいて廃村となった。

この 6 世帯の移転先は、寒川地区からそれほど遠くない、約 5.6 キロ離れた福王子地区である。この世帯も高齢化が進み、現在では 3 世帯しか残って居っていない。この世帯も後継者がなく、介護施設に入所している人もいる。

現在の住居跡には生垣や堅固な石積みが残っており、人が暮らした何百年の歴史を感じさせる。しかし、住民が戻ってくることができないように疊を上げ、敷地に杉を植えるなどの措置が執られて寂寥としている。かつて寒川地区には小中学校があったが廃校となり、これが廃村のきっかけとなっている。

#### 4 寒川地区の山林

ここは、地籍調査が入っておらず、明治期の官民有区分からあまり公図が変わっていない地域である。西都市全体にその傾向が見られる。宮崎県の森林簿を GIS 上で示した図を見ると、個人有と会社有が多いことがわかる。区域面積約 1,800ha のうち会社有 885ha 個人有 740ha なっている。会社有山林が多いことが、宮崎県中部の特徴である。九州で最も広大な面積を有する企業は日本製紙で、住友林業がこれに続く。宮崎県においても、明治末から大正にかけて、資本による山林取得が進んだ。その他に、共有・集落有という形態も少なくない。個人有も多いが、当該地域内の個人かそれとも地域外か、という点は、個人情報ゆえに明かにすることはできなかった。

#### 5 藩制期における森林利用

寒川地区周辺は、焼畑地域である。炭を焼き、あるいは、用材を採取した後に火を入れて雑穀を作り、その後、楮皮、山茶、コンニャクイモ、シイタケなどの産物で生計を立てていた。林業については、あまり資料が発見できなかつたが、たてばやし立林とよばれる山林があり、御用材林の山として使われていたようである。このほか、杣山・粉山・炭山・船山・鳥モチ山・松煙山など、利用内容別に名が付されて区分されていた山林があり、その名は現在でも残っている。これらは、運上山として租税を徴されていたようである。

立林は、それほど多く存在したわけではなく、点々と設定されている。全体的に見ると広大な山林の中で、使用しやすい場所に名称を付して使用していたのではないかと思われる。それ以外は、比較的自由に焼畑農業が行なわれていたのではないかと推測される。

#### 6 明治期に入って

明治に入り、寒川集落は、興味深い展開を示している。通常、旧村持地については、明治 7 年から 14 年にかけて、土地官民有区分の対象となることが多いが、この地において

は、版籍奉還（明治2年）の際、領主が領内の武士や農民に土地を下賜したというのである。しかも、西米良村、東米良村の地域においては、下賜された山林の多くが個人分割されたもようで、現在、公有・共有という形態は少なく、個人有が多い。この下賜については記録が見つかっていないが、重要な政策なので、引き続き、記録の探索を続けたい。

ただ、発掘した文書を検討すれば、純然たる個人分割ではなかったように思われる。というのは、共有とするような記録も見られるからである。それ以外にも、個人分割したとされている東米良などにおいて、しばらくは林地の割り替えをやるために協議が重ねられた記録も認められる。平等に個人分割することが難しかったため、時間をかけて調整していく必要があったのではないか。その際に、村が調整機関としてバランスをとっていたのではないかと思われる。

## 7 山林所有の形式と実質

寒川で発見された文書には、次のように記録されている。

「寒川の受け持ち区域内の山林は皆四十二戸の共有なりしに、明治七年地租改正の際にあたり、その筋の命によりその共有なりし山林を四十二箇所に分割して一戸一箇所宛ての名義となしたるも、当時は民度低く人智開けず、ために各自所有分を定むることを嫌い、よってこの分割はただ表面上届け出しあくのみにとどめ、内容はなお共有と致しあくこと篤く約束を誓ひ云々」

すなわち、形式的には個人分割とするも実質は共有とすることを定めたという。これが寒川山林の原初的な所有形態である。

しかしその後、共有者の間で形式個人有、実質共有という在り方は不便だという不満が出てきた。そのため、次のように決定された。

「然れども自然時刻は許すところなく、尚共有者一同においても従来の在法にては不利不便少なからざるを悟り、明治十六年に至り共有者一同は山林の分割方に改心し、今際全山林を八十四ヶ所に分割し、各自二ヶ所宛てと、尚明治二十七年に分割したる作所、薪木山、茶木場、及びその他最小割数ヶ所宛て所有することに確定したり」

このように、山林の共有制を改めて分割することとしたが、42か所の山林を新たに84カ所に地割し、1名につき2か所ずつ取得するという方法が採られた。このように山林が細分されたのは、1名につき1か所を配分すると、ある土地は奥に位置し、あるいはまた別の土地は北側斜面であるなどの、土地ごとの特徴により不平等が生じやすくなるので、これを平準化して均衡を図ろうとしたのである。その他、作所（焼畑と思われる）、薪木山、茶木場などの有用林については、それ以外の分割地とは別個に配分されたようである。

このように、形式上、個人分割した旨の登記をした山林をさらに細分し、割り直すという作業が行なわれた。ただ登記上正式に分筆することは費用の面でも負担が大きい。そこで、この細分にあたっては登記上の正式な分筆を避け、自分たち独自の「山林台帳」を作成し、この台帳の上で土地を細分して各人に割り当てる、という方法が採られた。その際、寒川の山林については山林台帳が登記に優先する旨の誓約書が作成されている。

ところが、この誓約書には、次のような規定が記述されている。

第5条 山林地各自所有するといえども、ほしいままに他部落人民へ売買または借入担保に供することを得ざるものとする。

**第 6 条 立竹木を伐採する際には売買当事者及び隣地主の立会いのもと境界を定めること。**

**第 7 条 山林をやむを得ず売買せんと欲するものは本誓約証記名者中へ協議を求め、承諾を得たるうえ売買をなすこと。**

**第 10 条山林境界の件に関して争論相生じたるときは山林委員に申し出、調査を受け分明したる上は双方とも苦情を申し出ざるもの**

**第 16 条 本誓約証記印者にして誓約の条項に違背の行為ありと認むるときは、連帶者中の協議により処分の手続きを為すものとする。**

要するに、個人分割するものの、各人は支配区分を部外者へ勝手に処分してはならない、処分の必要がある場合には他の構成員の承諾を得よ、これらの規範に反する者には制裁を科す、というのである。

この規範は、まさにこの山林が寒川住民の総有にもとづいて管理されていることを示すものではないかと思われる。総有については、農政学者の川村先生や、環境社会学の鳥越先生が述べられるところであるが、寒川におけるこれら山林は、一応は「個人に分割した」という表現がされてはいるが、それは、上記の規範に拘束されるものであり、各山林が完全に個人の所有物として寒川部落組織と無関係に存在するものではない。そこには、村落共同体の単一の意思が働いていると見るべきなのである。そのために、この山林は、寒川部落住民の総有に属するというべきであろう。

ただ、このような総有のルールは、次第に弛緩するようになった。たとえば転出に際して転出者がこれまでの支配地区を外部資本に売り渡すことが多くなったのである。特筆すべきは、昭和 11 年の大旱の際であった。この時に、半数の世帯が離村したが、その際に、各自が支配地区を部外者たる企業に売り渡している。戦後もこの状況は続いた。

寒川地区の山林を買い取った企業は、製炭事業者や、製材事業者である。前者はすでに活動の実体はなく、山林を所有するのみである。後者は主に戦後寒川地区の山林を買い取って集積した企業で、所有山林は現在 500ha にのぼる。森林経営計画を作成し、現在も活発に素材生産を行なっている。ただし、山林取得にあたっては、表題登記と取得した土地が一致する部分もあるが、表題登記とは一致しない山林台帳上の各区の位置情報に依拠している部分もある。廢村時には、各区の位置情報に精通した住民立ち会いの下に売買の目的とする土地を特定することができたものの、住民の高齢化により次第に位置情報が不明確になり、山林相互の境界不明という問題も生じている。とはいえ、かような企業による寒川地区山林の高度な利用の可能性は否定できない。そのためには、山林を原資として、多角的に収益を得る技術と資金を有する企業であることが要件となろう。

ただ、山林を所有する住民による総有的支配という沿革は、集落の消滅によって、山林の維持管理が不可能となることを意味する。これを一事業体が継承するのは困難であり、結果として所有者不明の土地が発生し、それが森林経営の支障を招くことになる。

## 8 結び

寒川においては、このように村落集団が消滅した。これは、特異事例かもしれない。しかし、地域には各地に歴史があり、慣習が存在してきた。村落集団の消滅は、それが失われることを意味する。総有は、そのような歴史・慣習を基礎とした森林管理機能にほかなら

らない。そしてそれは、環境を保全し、山林の境界を承認させる機能を持つ。廃村は、これを消滅させるのである。地籍調査は、それを補う手段であるが、村落が限界化したあとでは「筆界未定」と扱われる。村落集団の消滅は、このような土地を増加させる。このようにして山林が管理されなくなるということは、すぐれて法律的な問題なのである。本シンポジウムにおいては、とりわけ、法律家の方々のご意見を期待したい。

### 質疑

(野村) 山林台帳について、もう少し詳しく聞きたい。

(大地) これは、正式な登記とは無関係に、私的な山林の区割と、権利者氏名を記録したものである。相続が生じたらその旨も記録している。

(野村) 入会集団内の記録ということか。先ほどの報告では、総有と表現されたが、総有というより合有ではないか。

(大地) 総有の定義については、研究者により異なると思う。この地域においては、土地をすべて分けてしまっている。したがって、土地の持分は存在しない。納税に際しては、土地台帳にもとづく割り当て分を集落で集め、集落全体で納めていた。

(野村) 各区は、それを支配している者の完全な所有地なのか。各人の権利は、割り地に対する共有持分ではないのか。

(大地) そうではない。各区は、完全に当該地区の割当を受けた者の所有物である。

(野村) それでも各人の間に、総有の関係が存在するのか。

(大地) 各人は誓約書を作成し、その中で、自由な売買をしないように申し合わせている。

(野村) 売買が禁止されているというのではなく、全員の同意がなければ売買できないということではないか。

(大地) そのような細かい規則までは分からない。願望に近い形の合意ではなかったかと思う。

(岡本) 中尾先生は、この例をどのように評価するか。寒川の山林は入会地か。

(中尾) 共有の性質を入会地だと思う。これは、共有入会地における割地利用のケースであり、各区すなわち割地部分が各入会権者に固定している。ところで、耳川から北と南に国有林があるか。

(大地) 耳川から北は私有林地帯だ。ここには、民有林も国有林もある。米良山というの西都市と西米良村、東米良は民有林地帯だ。

(中尾) 国有林のことは考えなくてもよいか。

(大地) 寒川のあたりは国有林に囲まれ、国有林の中に寒川があるといってよい。

(岡本) 割地した時に、各割地部分が割当を受けた者の完全な個人所有地となったのか、それとも、誓約書に記述された規範を基礎として、総有関係が成立していたのか。報告者は、この点を悩んでいるのではないか。

(中尾) 寒川地区における山林の割地は、表題登記の地番にもとづいていないということか。

(大地) 登記にもとづかず、独自の山林台帳を作成し、その上で、割地したというこ

とだ。

(中尾) そのような割地をした理由は何か。

(大地) この地域は山林面積が広く、人口密度も低かった。藩から下賜された山林は土地々々に利便性が異なり、機械的に割り振ると不平等が生ずる。この利便性を考慮して村びとに平等に分配するには、集落の統率力が必要なので、一旦集落が下賜された山林を預り、村びとの利益を調整するために、当初の区分よりさらに細かく区分し、割地・割当を実行したと考えられる。

(中尾) 図面にもとづく明確な割地が行なわれたのか。

(大地) 明確に行なわれている。その図面は見つからなかつたが、山林台帳には、区分された割地の位置が、どこからどこまで、あるいは、東西南北の境等が示された上で記録されている。

(中尾) 割地に伴って各人に割当が行なわれ、その後、各人が割り当てられた部分を利用しているのか。

(大地) 割当後の割地利用ははつきりしている。割り替えの後に、一回シャッフルしている。

(中尾) さて、そこで、各割地は、割当を受けた者の完全な個人有地になったと解すべきだろうか。

(大地) 雑穀を作るための焼畑地との交換、あるいは、割地部分を担保に供したなどの記録が見られる。当初は、村の統制が及んでいたが、村びとの割当を受けた土地についての個人主義化に引きずられ、統制しきれなくなつたということではないだろうか。

(中尾) さきほど岡本さんは、この土地が入会地であるかどうかの評価を私に問うたが、その質問の趣旨を何か。

(岡本) 討論の出発点を明かにするために、この土地が入会地なのかどうかの評価を質問した。

(中尾) 少なくとも当初は、誓約書に書かれた規範という形で、寒川集落の統率が及んでいたようだ。その後、個人主義化が生じたとしても、そのことで、総有という支配が直ちに消滅したということにはならないだろう。この総有支配が、この土地が入会地であることの根拠だと思う。

(江渕) 割替えをした事実を考慮すべきだろう。割地後の各土地が個人所有地化して総有支配が消滅したあと、割替えは考えられない。

(岡本) 割替えを経由して割地が行なわれ、その後、個人所有地化することはありうる。

(江渕) 利用区画と利用者が固定化しただけでは、その区画が同利用者の個人所有地化したとはいえない。それでも、なお集団による統率が及ぶということもありうる。その場合には、総有の関係は継続する。

(野村) 持分の譲渡が全員の同意なしに行なわれるようになると、それは、総有ではなくなるだろう。その場合には、合有と解すべきである。

(江渕) 寒川集落住民が山林に関する各権利（持分）を出資して合有契約を締結した事実があるだろうか。合有を成立させるための特殊な契約と出資の事実がなければ、その論は困難だ。

(野村) 土地台帳は調べたのか。

**(大地)** 調べたが、量が多く調べきれなかった。殆どは個人の名前になっている。但し、集落の周辺とか学校林は共有名義になっている。住民意識には、入会林野という感覚はなく、みなが個人有と思っている。

**(中尾)** 山林所有者は、法令の制限内において、自由にその山林を使用収益処分することができる。誰もこれに異議を唱えることはできない。単なる個人的共有に属する山林の場合、共有者らは、自己の持分を自由に処分できる。共有入会地はこの持分自由譲渡性が存しない形態で、その土地の使用収益処分は入会集団の統率の下に行なわれる。この土地について割地利用が行なわれるようになっても、入会地としての性格は変わらない。ただし、その利用や処分に集団の統率が及ばなくなれば、入会権は消滅したと言わざるをえない。報告をうかがうと、寒川地区の山林の場合、集団による統率力は弱化しているようだが、それでも、完全にこの力が消滅したとまではいえないように思える。そうであれば、なお、共有の性質を有する入会権は存続していた、というべきだろう。なお、本報告で、総有という語が使用されたが、入会権研究を専門とする法学者とそうでない法学者は、異なった定義でこの語を使用しているので注意してほしい。

**(江淵)** 入会権研究を専門としない法学者は、総有には持分がない（入会権に持分がない）としている。これに対して、川島武宜、渡辺洋三、中尾英俊などの入会権専門家は、この説を誤りとしている。しかし、この専門家の声は、非専門家たる法学者には届かない。現在、民法改正が企画されているが、この企画グループの中に入会権に詳しい研究者が入っていないため、改正法の入会権規定に、「入会権には持分がないものとする」という条文が入ろうとしている。私は、実体論としても、解釈論としても、これが成り立たない旨を、上記企画グループのリーダーに文書で伝えた。しかし、多勢に無勢という状況である。この規定が実現すれば、今後の入会権訴訟に悪影響を及ぼすことだろう。

**(岡本)** 現在の法律学は、実定法万能主義の立場にあるように思える。この立場からすると、法律学者は規律が慣習に委ねられている入会権に違和感を持つのではないか。

**(江淵)** 岡本さんのいう実定法万能主義の立場からも、入会=総有に持分なしとの説は成り立たない。入会でない共有については、持分を前提に、民法 249 条から 262 条に規定が置かれている。そして、入会権の規定・民法 263 条は、明確に「共有の性質を有する」というたう。この 263 条の文言からすれば、共有の性質を有する入会権において持分がないと解釈することは不可能だ。規定の文言に忠実な解釈を文理解釈という。法令を解釈するにあたり、刑法の場合には、規定の文言に従った厳格な解釈が要求される。一方で、民法の場合には、類推解釈など、比較的緩やかな解釈態度は許される。しかし、民法における解釈においても、出発点は、文理解釈だ。この解釈で現実的な障害を生ずるという場合には、それを回避するために、文言にこだわらない解釈をすることは許される。ここで、総有に持分なしとの論は、現実的な障害を回避するために生じた解釈ではない。大正期に、日本法制史学者・中田薰がゲルマン法原理を日本の農村の法律問題の中に持ち込み、これがその後、司法試験受験生の基本教科書たる我妻栄の著作の入会権の解説部分で支持されたため、入会権の実体に疎い法曹人や民法学者が鵜呑みにして通説化した、というのが現実である。ところが、現地調査を基礎として入会権を研究する法学者は、入会権者の地位を「株」などと呼んで集団内で取引をする現実を見て、入会権に持分がないという上記通

説に異議を唱えている。しかし、この専門家の指摘が、非専門家たる法学者や法曹人には届いていない。

(中尾) 補足すると、学説は持分がないと断定するが、裁判所はやや慎重な言い方をしている。それは、「共有におけるような持分がない」という言い方だ。江渕さんが指摘した入会でない共有においては、持分には自由譲渡性が認められている。これに対して、入会権における持分にはこの自由譲渡性が欠けている。その譲渡性は、あくまで集団の統率の下に（制限的に——具体的に言えば集団内での譲渡に限定して）認められるもので、自由ではない。裁判所は、「入会権には譲渡性が認められるものの、それは共有におけるような自由な譲渡性が認められる持分ではない」と受け取る余地のある表現をしている。

(岡本) 報告の中で、境界の確定ができないとの説明があった。公図を発見したということだが、何時作成された公図か。

(大地) 明治の始め頃だ。

(岡本) 線に、赤・青・茶などの色が付されていたか。

(大地) 色が付されており、凡例もついていた。

(岡本) 公図に付された線の色については、意味が定まっている。赤線・青線は、国有地を意味する。それは必ず土地に隣接しているから、それで隣接する土地の境界が決まってくる。それは消すことはなくそのまま残される。だから、その辺を押さえない限り、境界が決まらないと思う。

## 第3報告

### 馬毛島入会権確認訴訟

—鹿児島地裁平成 26 年 2 月 18 日判決（判例集未登載）の問題点

沖縄大学地域特別研究所 牧 洋一郎

#### 1 事案の概要

馬毛島を巡る入会権確認訴訟は、2002年から現在に至る長期の係争事件である。そして現在、採石業者タストン・エアポート（旧社名：馬毛島開発）株式会社が島の土地総面積の約99%を所有している状況である。本件訴訟は、種子島の西海上沖12キロメートルの海域に浮かぶ一種子島の属島で面積約8.5平方キロメートルの小島—馬毛島葉山港周辺の塗泊浦持ちの土地を巡る「共有の性質を有する入会権（以下「共有入会権」という）」の確認訴訟である。2014年2月、馬毛島の入会権確認訴訟について、3度目の鹿児島地裁判決が言い渡された。前訴及びその差戻審では、共に当事者適格の点で（一部当事者の訴訟不参加を指摘され）却下判決であった。今回はその当事者適格の問題点をクリアして提訴に臨んだものであるが、結果は棄却判決であった。すなわち、原・被告いずれかに権利者全員が訴訟参加しているか否か、精査し直しての出直しの提訴であったが、手続法の点では「固有必要的共同訴訟の要件を満たしている」としてクリアしたもの、「本件入会権はすでに解体し通常の共有権に変化している」として実体法の点で原告の敗訴となった。

しかし、このまま放置しておくと、原告らは財産権の侵害に対する救済を司法に求めたがため、逆に原告らの財産権が裁判官の入会権についての無理解・認識不足により剥奪されることにもなる。本判決の内容には法解釈・事実関係について誤りが多く、これらの問題点を入会権者の権利保護のため明らかにしておく必要がある。よって、本判決の法解釈の誤り及び事実関係の誤りを指摘しておきたい。なお、本件は現在、福岡高裁宮崎支部に控訴中である（平成 26 年（ネ）第 65 号入会権確認請求控訴事件）。

#### 2 訴訟の経緯

##### （1）第一次訴訟

2001年5月、塗泊浦持ちの土地の約3分の2の土地面積につき、登記名義人4人（共に本集落住民）が本集落住民（権利者）30余名の同意を得て、採石業者タストン・エアポート株式会社へ売却譲渡したことによる。そのことに対し、2002年9月、土地売却に反対の立場をとる集落住民ら（原告26名）は「権利者全員の同意によらない売却処分は無効である」と主張し、土地売買を有効と考える住民ら36名及び業者（被告）を相手に入会権確認の訴えを提起した。一方、被告らは「土地の共有持分を第三者に譲渡することは個人の自由で、団体に制約されることはない」という主張であった。つまり、原告らが馬毛島の土地が共有入会地であると主張していることに対し、被告らは通常の共有地であると反論した。第一審及び第二審では、権利者全員が原告となって業者を相手（被告）にした裁判ではないとして、第一審判決却下・第二審判決棄却となったので、原告（控訴人）らは上告した。

上告審判決では、「入会権者は原・被告いずれかに全員参加しておればよい。それがなされているのか」という訴訟当事者の点で、原審（福岡高裁宮崎支部）判決が破棄され鹿児島地裁に差し戻された（最判平成 20 年 7 月 17 日判時 2019 号 22 頁）。

その後、2011 年 6 月に差戻審判決が言い渡されたが、入会権の存在を認めたものやはり訴訟当事者が欠けている（訴訟不参加者が 3 名おり訴訟要件を満たさない）という点で却下された。

## （2）第二次訴訟

現在、馬毛島では開発目的が当初の採石事業から FCLP（在日米軍空母艦載機の陸上離着陸訓練）基地誘致へと変化する中、対岸の西之表市塙泊浦集落（戸数約 200 戸）の住民（うち入会権者）らは、馬毛島に点在する浦持ちの土地・漁業基地を確保してトビウオ漁、イカ漁及びナガラメ（トコブシ）漁などの漁業を守るために、軍用地移転阻止や自然環境破壊の阻止を目的として再び裁判で争うことになった。裁判を再び起こすにあたって、今までに「訴訟の入り口論で、10 年もかけて裁判を行ってきたが、それが振り出しに戻った。また、僅かな馬毛島の財産（土地）を守らんがために再度訴訟を起こすのは如何なものであろうか。精神的にも経済的にも負担が大きい」という意見も原告住民らの中から出されたが、2011 年 8 月 26 日馬毛島の浦持ちの土地は先祖から与えられた貴重な財産であるとして、再び生活や島の自然環境を守るために入会権確認の訴えが提起された。

今回の訴訟で、原告は 24 名になり（前訴時の原告 22 名に新たに 2 名が加わり、前訴時に原告であった 4 名が今回は被告にまわる）、一方、被告は住民 42 名（前訴時の 33 名に新たに 5 名そして前訴では原告で今回被告となった 4 名が加わる）と採石業者タストン・エアポート株式会社となった。なお、前訴で、係争中死亡した（被告であった）3 名は訴訟承継人となる者が本集落に居住しておらず、したがって原告らは離村失権の原則（入会権の基本原則）により、彼らの承継人を今回被告から除外した。

原告らは字蟹泊小屋（本件土地 1）・字八重石（本件土地 2～3）そして字葉山（本件土地 4）につき、「塙泊浦集落の住民を構成員とする入会集団の入会地であり、原告らと被告タストン・エアポート株式会社を除く被告らとは、本件入会集団の構成員である」（判決文 1 頁）と主張して、被告らに対し、原告ら及び被告住民らが本件各土地につき共有会権を有することの確認を求めた事案である。

## 3 当事者の主張と裁判所の判断

### （1）原告らの主張（判決文より）

ア 原告ら及び被告住民らは、昭和 40 年代まで、漁の際、本件土地 1 上の小屋に宿泊し、本件土地 2 及び 3 を薪材の採取地や採草地として利用するほか、昭和初期に漁業用地として埋め立てられた本件土地 4 を船着場として利用してきた。現在においても、本件土地 4 は船着場として利用されており、組合の議決によって管理されているのであって、平成元年以降にも本件入会集団により本件各土地の境界確定作業が行われるなど、集団規制に基づく管理行為が行われている。〈略〉

イ 本件共有入会権は、土地の共同所有権であるから、消滅することではなく、その解体のためには、入会権者全員の総意により土地を分割し、分筆登記をするなどその境界を明確にすること及び分割後に個人所有財産として自由に処分できることなどが必要となる。

しかし、本件共有入会権については、入会権者全員の合意により、小組合員資格と分離して権利者を確定させ、共有入会権を解体して民法上の個別共有権にしたことはない。よって、本件各土地は現時点においても本件入会集団が管理する共有入会権である。

#### **(2) 被告らの主張**

ア 本件各土地は、小組合の組合員の一部が共同所有（通常の共有）していた。昭和 30 年以前は、塙泊浦集落の全世帯が小組合に加入していたため、共有財産である本件各土地の管理を小組合に任せてきたが、小組合の組合員と本件各土地の権利者とが一致していたわけではなかった。

昭和 55 年覚書が新たな組合加入者には本件各土地の持分権を与えないとしたことからも、本件各土地の権利者が有するのは入会権ではなく共同所有権であることが明らかである。昭和 61 年覚書も、小組合の組合員資格を失った者に土地持分権利を認めており、組合員と本件各土地の権利者とが一致しないことを前提としている。

イ 過去に本件共有入会権が存在していたとしても、遅くとも昭和 61 年頃までに消滅した。

すなわち、昭和 30 年代後半には、馬毛島沿岸に産卵のために集まるトビウオが急激に少なくなり、海流の変化により天草の収穫が激減するなどしたため、共同作業が成り立たなくなつて、漁業形態が共同漁業から個人漁業へと移行していった。‥<中略>‥小組合総会において、昭和 55 年、新規加入者には本件各土地に関する権利を認めないとする決議がなされていたこと及び昭和 55 年以前に組合員であつてその後昭和 61 年までに脱退した者が本件各土地の権利者として扱われていること（昭和 61 年覚書）からすれば、昭和 55 年には、小組合の組合員であることと本件各土地の権利者であることと一致しなくなつており、本件共有入会権は消滅していた。

#### **(3) 裁判所の判断**

少なくとも昭和 30 年頃の時点では、塙泊浦集落の住民であつて小組合の組合員として漁業を営んでいた者の全てが本件各土地を共有しており、その権利者を個人財産として処分することは許されていなかつたと解されるから、本件入会集団の構成員が、本件各土地について共有の性質を有する入会権（本件共有入会権）を有していたことが認められる。‥<中略>‥昭和 61 年以降も、本件土地 4 に小屋を建てることや本件各土地の境界調査、葉山港の車等や馬毛島被害調査委員等について小組合が決議していること、馬毛島付近で漁をする小組合員の中には本件各土地を利用する者もあり、そうでない者も葉山港を利用することはあったこと、昭和 61 年覚書で権利を認めていない者も小組合員として本件各土地を使用できるとされていることなど、小組合が本件各土地の集団的管理を一定程度継続し、これに基づき塙泊浦集落の居住者らが本件各土地を利用していることは認められるが、上記のとおり、本件各土地の持分（通常の共同所有権）者は必ずしも塙泊浦集落の居住者でなくなっていることに鑑みれば、上記集団的管理及びこれに基づく利用は共有入会権に基づくものと解することはできず、上記持分権利者が設定した何らかの使用収益権に基づいて行われているか、事実上使用が黙認されているにすぎないと考えられる。

#### **(4) 結論として**

原告は本件各土地に「共有入会権が存続している」という主張であり、それに対し、被告は「共有入会権は存在したことなく、仮に存在しているとしても既に消滅している」と反

論している。そして、裁判所は「共有入会権は昭和61年までに解体し、通常の共同所有権に変化している。本件各土地の集団的管理は消滅したと認められる」という判断を下した。

#### 4 本判決の問題点

##### (1) 入会的利用の継続・管理状況

現在でも馬毛島周辺で漁をする際に、葉山港に漁船を着ける漁師がいることは争いのない事実である。使用態様として、建て網を入れるときは、葉山港に入って休息かたがた潮待ちをする。また、馬毛島の葉山に潮待用の小屋を建ててよいという記載が小組合の議事録にある。よって、集団管理の事実が議事録で確認でき、また現に管理の事実がある。そして、1989年1月3日の小組合総会議事録において、「馬毛島二町歩の境界調査を行う」と記載されている（甲20号証の13）。このことは、1989年当時において小組合による共同的管理が本件各土地に及んでいたことの証左である。本判決は、現在の入会地の利用状態や管理の事実を蔑ろにした事実認定をしているものといえよう。

また、1996年から1999年3月までは、塩泊小組合にて建物（1980年ころまで就航していた連絡船馬毛島丸の待合所として使用されていた建物）を賃借していた。その建物を原告及び被告の漁民ら数名はイセエビ漁等の潮待ちなどのために寝泊りをする場所として使用していた。したがって、総有的支配は生きており、入会権は解体していないといえよう。

なお現在、原告らが馬毛島の漁業用地を利用しようと思っても、被告業者による通行妨害によって、利用できない状況にある。字葉山と字蟹泊小屋間には、被告業者が一方的に設置した「立入り厳禁」の立看板があり、時にはゲートを設けて被告業者の職員が往来を阻止することもある。なお、事実上の問題として、被告業者の職員が入島者に付きまとうといった威圧行為も発生している。

##### (2) 事実関係の誤り

判決文中に、「昭和30年代以降、小組合員による共同漁業が行われないようになった。また、高齢化や廃業等により小組合の構成員が減少し、塩泊浦集落に居住していても漁業を営まない者が増え、他方、他の地区から塩泊浦集落に転入してくる住民も増え、小組合への加入脱退も頻繁になった。」（判決文11頁）と判示されているが、昭和30（1955）年代は沿岸漁業・近海漁業の全盛期で、共同漁業を行わないというのは、事実に反するものである。1962年には、漁業盛時に伴う漁業法の一部改正も行われ、また馬毛島を漁業基地とするトビウオ漁の全盛期である。なお、ここで「共同漁業」とあるが、これは集落住民（小組合員）らが共同で営む漁撈行為を指すものであるが、漁業法第6条第5項に規定する（共同漁業権に基づく）漁撈行為と混同され誤解を招きかねない表現といえよう。現在、漁業法（熊共第2号）に基づく共同漁業は、漁民単独ででも行われているのである。

本判決では、「遅くとも昭和61年までには解体し、通常の共有権に変化したことと認められる。」（判決文12頁）として、入会権が解体したことと認めている。共有入会権の解体とは、入会権における慣習すなわち各権利者の持分の自由な譲渡・処分や分割請求が禁止もしくは制限されるという取り決めが効力を失う、あるいはなくなるということであるが、昭和61（1986）年までにそのような事実が見られるのであろうか。入会権がどのように経緯により解体され、どのような所有状況になっているのか明らかにさせねばならないはずであるが、それがなされていない。このようなあいまいな判断が許されるべきであろう

か。この事実は、重要な事実認定をあえて避けている点であるともいえよう。

そして、証人尋問において、「昭和 55 年当時、葉山 6 番の土地や漁泊小屋 7 番の土地というものは、漁業用地として使われていたんでしょうか」という原告の弁護人の質問に対し、被告住民の一人は、「いや、使われておりません。」と証言している。続けて「漁業用地として使われていないのに、なぜここに漁業用地として残しと記載されているんですか。」という質問に対し、「当時は、漁業用地として使われておりませんでしたけれども、将来使うことがあるかもしれないということで、このように記載したわけでございます。」と証言している。

上記被告住民の証言は、昭和 55 (1980) 年当時から本件各土地が将来、漁業用地として使用される可能性があったことを認めていたものである。つまり、小組合は本件各土地についての集団的管理権を留保しており、入会権の解体ではなく存続を意味するものではなかろうか。

### (3) 昭和 55 年、61 年覚書の問題点

裁判所は漁泊小組合の総会決議につき、「昭和 55 年に、小組合総会において新規加入組合員に対しては、本件各土地の持分権を与えないことにより、小組合員と本件共有入会権を持たない者が生じることになった。また、昭和 61 年総会において、本件各土地を売却したときの売却代金を組合が本件各土地の権利者と認めた者に配分することが決議された際、漁泊浦集落の住民という入会権者の要件を満たさない者(漁泊浦集落に居住していない者及び組合員でない者)も配分を受けることとされた。そうすると、ここで認められた権利が入会権の性質を有すると解することは困難であって、本件各土地に対する持分権(通常の共同所有権)と解さざるを得ない。」(判決文 11~12 頁)と判断している。

ここに入会権者の要件を満たさない者があるが、これは権利者全員が入会権の要件を満たさないという意味ではなく、小組合員の中には入会権者の要件を満たす者もいるという意味に受け取れる。そうであるから、入会集団の存在を前提としているものと解される。また、新規加入者が入会権者でないならば、本件各土地についての管理義務や経済的負担は一切ないものといえるが、新規加入者が管理義務や経済的負担を負っているのであれば、入会権者であるというべきである。

次に、分配金と入会権者の資格・要件との関係であるが、漁泊浦集落に居住していない者及び組合員でない者に分配されることが入会権の不存在を意味するという裁判所の解釈によるものである。そのことについては、その理由を示すべきであるが全く示されていない。入会地の処分等により収益があった場合、その収益金を転出者に対しては組合員であったことに対する報酬金、餞別として、地元在住の元組合員などは漁撈ができないため組合を脱退した者として慰労金などとして配分がある。なお、「通常の相続によって承継されているものと認識されていると認められる。」(判決文 12 頁)とあるが、通常の相続であれば、その分配金はすでに死亡している(元)権利者の世帯単位とは関係なく、相続法の規定に従いその相続人(全員)に配分したというのであろうか。小組合員以外の者すなわち離村者なども分配金を受けることが、入会持分権に基づくものでないという判断である。しかし、上記に述べた通り、分配金の有無と入会権の存否は関係なく、共有持分権の存在が入会権否定・不在の根拠ではないのである。本判決が重視する「新規加入組合員に対しては、本件各土地の持分権を与えない」という小組合の決議は、入会権の解体につい

ての法的な意味を持ちえないものである。

なお、61年の覚書については、作成者の押印がなくても有効であると裁判所は判断したが、被告住民から出された写し（乙5号証）には押印があり、原告から出された写し（甲14号証）には押印がなされていない。それから、この覚書は確実に権利者（いわゆる地権者）へ何らかの書面が届いたかどうかも極めて疑わしく、裏付証拠となるものはなんら提出されていない。そして、覚書の規定通りに配分がなされていない。そうすると、総会決議に基づいてなされた有効な配分といえるのか疑わしい問題である。

#### **(4) 塗泊浦集落、塗泊小組合及び馬毛島地権者の会の相互関係**

塗泊小組合は、種子島漁協（組合員約500名）に属する組合員の組織で本集落内に居住し現に漁業を営んでいる者20余名から成る（2014年6月現在、漁民は原告の内8名、被告の内13名）。小組合での議決権は「一人一権」であり、親子加入は原則認められないが例外として数組が認められている。しかし、本件各土地についての権利は「親子で一権」となっている。また、本集落には馬毛島地権者の会（会員約60名）という—法律用語にはない—団体が存在する。その会員は「一戸一権主義」に基づき、「現小組合員の他に、本集落に居住しかつて漁業を営んでいた者及びその子ら」から構成される。そして、2001年には、この団体の総会にて本件各土地の処分問題が付議されている。このような経緯を見る限り、慣習規範によりこの団体にとどまる限り、入会持分権（個人権）は消滅せず、その総和である入会集団権は存続しているものと解される。したがって、集落、小組合そして地権者の会は一致しないながらも相互関連性を有するもので、入会権者の資格・要件は、①塗泊浦集落に居住し、②小組合から入会権者として認められている者といえよう。

#### **(5) 法解釈の誤り**

判決文中に、「昭和61年以降も、本件土地4に小屋を建てることや本件各土地の境界調査、葉山港の車等や馬毛島被害調査委員等について小組合が決議していること、馬毛島付近で漁をする小組合員の中には本件各土地を利用する者もあり、そうでない者も葉山港を利用することはあったこと、昭和61年覚書で権利を認めていない者も小組合員として本件各土地を使用できるとされていることなど」（12頁）とある。

ここで、「権利を認めていない者」とは、分配金を受け得ない者=非入会権者という意味であろうが、浦持地の使用収益が入会集団によって規制されているならば、入会集団が依然として管理権を握っていることになるから、入会権が解体しているとはいえない。よって、権利を認めていない者とは分配金を受け得ない者と解され、入会持分権を有するか否かとは関係ないといえよう。共有入会権が解体し通常の共有権に変質したというのであれば、権利者の持つ使用収益権すなわち持分権を自由に売買譲渡することができるかどうか、権利者であれば、小組合とは無関係に使用収益することができるかどうかなど、その使用収益に対して入会集団の統制が及ばないかどうかなどを確認する必要がある。上記判決内容は、小組合の統制の下、本件各土地を管理や利用の事実を示すものであり、入会権の存続状態を意味するものと解される。

また、「小組合が本件各土地の集団的管理を一定程度継続し、これに基づき塗泊浦集落の居住者らが本件各土地を利用していることは認められるが、上記のとおり、本件各土地の持分（通常の共同所有権）者は必ずしも塗泊浦集落の居住者でなくなっていることに鑑みれば、上記集団的管理及びこれに基づく利用は共有入会権に基づくものと解することはでき

ず、上記持分権利者が設定した何らかの使用収益権に基づいて行われているか、事実上使用が黙認されているにすぎないと考えられる。」（判決文 12 頁）とある。このことは入会権の弛緩・解体過程を意味するものではあるが、なお集団管理の事実を示しており集団管理の事実がある限り、入会権は解体しないのである。入会権の解体（通常の共有権への変質）と入会権の解体過程（共同体規制の弛緩）は異なるのである。

## 5 本判決の評価

入会権は民法上の物権であるから、意思表示によって変動する（民法第 176 条）。入会権が解体し消滅することを認めるならば、消滅させるという意思表示が必要である。そのような意思表示は、入会権者全員によってなされる必要がある。また、住民（入会権者）らが入会権の解体について十分にその意味を理解することが前提であろうが、入会権解体の法的意味を十分に認識していたものといえるであろうか。そして、「何らかの使用収益権（判決文 12 頁）」と判示しているが、具体的に如何なる権利に基づく使用収益権であると明言すべきであり、有権解釈（司法解釈）者としては、まったく無責任な判断である。

共有入会権は土地の集団的共同所有権であるから、共有入会権の解体とは、各個人的な共有権に分解することである。そのためには、入会権者全員の同意が必要であり、かつ共有権者が特定されていることが必要である。本判決では、入会権が解体した後、何名の共有地になったのか明示すべきであるが、裁判所はその点につき何ら判断していない。

本件係争地の共有入会権者すなわち原告らは分割に同意したことは一度もない。少なくとも、入会権者の 3 分の 1 以上の者が同意していないのである。共有入会地の解体を主張する被告らも土地のどの部分が何びとに配分されたか明らかにしていない（現実的に不可能であると推断せざるを得ない）。それ故に、本判決は共有者となった者の氏名、取得した個人有地を何ら示すことなく、かつ共有者の変更処分に関する民法の規定（第 251 条）にも違反した、杜撰な不当な判決であるといえよう。

共有入会権は、土地の処分・放棄の場合を除き土地がある限り消滅することはないが、ただ共同所有権の特殊形態（総有権）であるから、その権利に対する集団的管理機能がなくなければ、その入会権は解体してそれぞれ権利者の個人的（通常の）共有権となる。つまり、慣習的規範が失われれば、入会権としての存在価値を失い、持分の譲渡処分、分割請求事由という通常の共有権に解体することになる。本判決では、通常の共有と総有との基本的な違いについて十分に理解した上で被告住民らが売却譲渡したものとはいえないであろう。それから、本判決は、裁判官が入会権の基本的な事項を理解した上での判断とは到底考えられない判決である。要するに、原告及び被告が採用した入会判決の検討の上に、本判決を成立させるべきであるが、本判決はそのことが全く窺われない内容のものである。

表1 馬毛島入会権確認請求事件一覧

	平成14年(ワ)785号事件	平成20年(ワ)897号事件 (差戻審)	平成23年(ワ)852号事件 (第二次)
係争地	字葉山（雑種地1筆約2千平方メートル）、蟹泊小屋（宅地1筆約2千平方メートル）及び字八重石（雑種地2筆約1万8千平方メートル）	同左	同左
原告	住民26名	同左	住民24名
被告	住民(登記名義人を含む)36名、馬毛島開発株式会社	同左	住民(登記名義人を含む)42名、タストン・エアポート（旧馬毛島開発）株式会社
第一審 判決	平成17年4月12日・却下	平成23年6月15日・却下	平成26年2月18日・棄却
控訴審 判決	平成18年6月30日・棄却		
最高裁 判決	平成20年7月17日・破棄差戻		

表2 共有入会権解体の判断基準についての共有入会権と共有権の比較

	共有の性質を有する入会権	一般法上（通常）の共有権
1 共有者の資格	一定の地域（集落）に居住する世帯主に限られる（例外的に地域外の者が共有持分権を持つこともある）。…離村失権の原則、一戸一権主義の原則	共有者と居住地とは関係がない。一世帯でも二人も三人も権利を持つ場合がある。
2 所有权登記名義（＊我が国の登記制度上、登記に公信力がない）	共有権者と登記名義人は必ずしも一致せず、むしろ一致しないことが多い。	共有権者と登記名義人は原則として同一である。
3 権利の性質	共有権の（自由な）売買はできない。持分権に抵当権その他の権利を設定することはできない。…全員一致の原則	共有持分権の売買、抵当権の設定などは原則として自由である。
4 権利の相続	共有持分は民法上の相続の対象にならず、世帯の後継者（新しい世帯主）だけが権利を承継する。	法律上の共同相続人全員もしくは複数の相続人が承継する。
5 公租公課（課税負担など）	集落もしくは集団として課税の負担をする。	各共有者が負担する（課税の都合上、代表者が支払うこともあるが、当然各個人の負担である）。
6 収益の使途	集団としての収益であって、通常集団の運営費や地域の公共事業のため使われる。各共有権者に配分請求権はないが、全員の合意により配分することもできる。	共有権者間で個人配分するのが原則である。

中尾英俊『入会権—その本質と現代的課題』（勁草書房、2009年278～279頁）を参照して作成。具体的な事情と入会権者の意識によって解体の判断をなすべきであるとする中尾説に基づくものである。

#### ◇ 参考文献

- 矢野達雄「入会権確認訴訟における最近の動向」『修道法学』第36巻第1号（広島修道大学、2013年）。
- 牧洋一郎「開発と地域住民」『地域総合研究』第37巻第2号（鹿児島国際大学、2010年）。
- 野村泰弘「入会権の確認を求める訴えは固有必要的共同訴訟であり、たとえ非同調者を被告として加えたとしても不適法な訴えであるとして却下された事例」『総合政策論叢』第10号（島根県立大学総合政策学会、2005年）。
- 下野敏見「馬毛島のくらしと記録」『マゲの島から吹く風』（馬毛島を守る鹿児島の会、2002年）。
- 坂中睦男「想い出の馬毛島」『塙泊浦を研究する会報1』（塙泊浦を研究する会、2011年）。
- 中尾英俊『入会権—その本質と現代的課題』（勁草書房、2009年）。
- 中尾英俊『日本社会と法』（日本評論社、1994年）。
- 北條浩『入会の法社会学・下』（御茶の水書房、2001年）。
- 最判平成20年7月17日判時2019号22頁。
- 最判平成41年11月25日民集20巻1921頁。
- 広島高裁松江支部判決昭和52年1月26日下民集 28巻1号953頁。
- 福岡高裁那覇支部判決平成6年3月1日判例タイムズ第880号216頁。

#### 質疑

(江渕) 小組合と地権者の会の関係について聞きたい。共有の性質を有する入会権者が、入会地につき所有権と利用権を分離して意識し始めることがある。福岡県春日市における溜池入会権がその例である。この溜池は灌漑目的を持ち、地域内で水田を所有する者は入会地たる溜池から引水することができる。この引水権は水田所有権に付属するものと考えられており、そのため、水田所有権を処分して失うと、入会地たる溜池の引水権も失うという慣習が成立している。ところが、この地は福岡市近郊のため地価が高く、そのため、いつしか、離農者は溜池については水利権を失っても「底地の権利」を失うものではないと考えられるようになった。「底地の権利」とは土地所有権の概念だ。かような離農者が増えたため、かつては一体であった溜池入会集団が、溜池たる入会地を管理する「水利組合」と、所有者の組織である「財産組合」とに分離するという現象を生じている。水利組合員はすべてが財産組合員だが、財産組合員中離農者は水利組合員ではない。牧さんが報告した小組合と地権者の会は、そのような関係か。

(牧) 違う。

(中尾) 春日市のケースとは違う。塙泊浦の場合、相当に複雑で、非論理的な部分がある。江渕さんは、小組合を春日市における「水利組合」、地権者の会を「財産組合」とイメージしているようだが、そのようには言えない。小組合は、「財産組合」に相当する。

(岡本) そうすると、地権者の会というのは何なのか。

(牧) 塙泊小組合員のほか、妻や子など組合員の家族も地権者の会の構成員だ。小組合員全員が地権者なのかといえば、そうでない組合員が3名いる。平成10年頃、地権者の会の会議が初めて開かれた。すなわち、これは新しい組織だ。

(岡本) その新しい組織が旧来からの入会権とどういう関係を持っているのか。

(牧) 地権者とは、土地の所有権たる持分権を有する者と考えられている。

(岡本) とすれば、この土地は共有入会地であるから地権者が入会権者であり地権者の会は入会集団ということか。

(牧) しかし、会議の実施や中止といった指示を出すのは小組合だ。土地の処分の意思も小組合で決定し、地権者の会はそれを確認する。地権者の会は土地の処分権を有するが、小組合は実働組織だ。

(岡本) なぜで最近できた地権者の会に処分権があるのか。

(中尾) 塗泊浦は、もとは漁民の集落だった。近年、漁業不振のため、漁業をやめる人が出てきた。その人びとが地権者の会を作った。

(牧) 小組合員も地権者の会に参加している。

(岡本) 地権者の会の会員としての発言権があるのではなく、あくまでも小組合員のとしての発言権があるのではないか。

(中尾) 地権者の会は、漁業をやめた人びとが入会地の権利を保全するために考案した組織だ。

(岡本) その背景には、入会地の金銭的価値の認識があるのか。

(中尾) 結局は、そういうことだ。

(野村) 地権者の会の会員はみな塗泊浦に住んでいるのか。

(牧) そうだ。

(野村) この地権者の会に入っている人の中で、漁業をやめた人は、地縁的一体感を持っているのか。

(牧) 地縁的一体感は失われていない。部外者は地権者の会には入れない。

(野村) どうして地権者の会と呼んでいるのか。そのような名称が、裁判官に対し、本件土地の入会地としての判断につきマイナスの心証を与えるのではないか。

(牧) この入会地は漁業に必要な土地であり、また、かつては浦（集落）の世帯はすべて漁民だった。したがって、この入会地は全員の共有入会地だった。ところが、漁業をやめて入会地を必要としない人びとも生じた。そうしたところ、この入会地に金銭的価値が見出されるようになった。そこで、漁業をやめて当地に留まっている人は、漁民でなくなくても土地所有者であることには変わりないと考えるようになった。これが「地権者」の概念だ。

(江渕) ここでいう「地権者」と、福岡県春日市の溜池入会地における「底地の権利者」は同一概念のようだ。ただし、春日市における「底地の権利者」は、このような新しい慣習思想が生ずる以前の入会慣習と同一の、地域内に居住する「世帯」であり、この点に限ってみれば、伝統慣習は変わっていない。ところが、牧さんの説明によると、世帯主たる小組合員の妻や子らまで地権者の会の会員だという。したがって、牧さんや中尾さんが春日市における財産組合のケースとは違うと指摘するのではないか。

(野村) 入会権を主張する訴訟において、地権者の会の存在はマイナスだ。漁業をやめても現地に居住している限り入会権は喪失しない。当地の慣習はそのようなものであり、したがって、入会権者の中に、漁民もいれば、元漁民もいる。それが塗泊浦の入会地の実体なのに、地権者の会というよくわからない組織を生み出してしまった。

(江渕) それが裁判所に対しては、入会権は解体したとの心証を与えかねない。入会権に疎い裁判官や法学者は、すべての入会権は解体する、と根拠なく信仰しているからだ。

(岡本) 「地権者」の呼称は、入会財産における集団的管理というニュアンスを払拭してしまう。

(野村) 広島県三原市における入会紛争においても、入会権を否定する側からこの呼称が出た。

(江渕) 余談ながら広くメディアで使用されている「地権者」の語は、マスメディア自

身が創ったもののように、おそらくは、新聞記者が「土地所有権者」の意味で記事を書き始めて報道の上で定着したものだろう。記事に地権者と書かれている場合、土地所有権者のほか、地上権者・土地賃借権者等まで含んでいるかどうかわからない。新聞記者は、土地について所有権の他にどのような権利が法律で定められているか知らないから、すべての権利を含めるつもりで、「地権者」という呼称をしているのかもしれない。

(中尾) それならば、単純に「土地の権利者」と書けばよいものを、「地権者」など、さも法律用語であるかのように見せかけて恣意的造語を使用するから混乱を生ずる。報道に出てくる同様の疑似法律用語として、「婚姻外子」などというものもある。民法には、「嫡出でない子」の語はあるが、「婚姻外子」などという語はない。

(江渕) ある学問分野は、マスメディアを公権力と同等の力を有する権力として位置付ける。私的見解だが、マスメディアはその力を自覚し、そのために公権力への対抗として、公権力が創造した法律用語を排除し、疑似法律用語を創造して公権力と同様に社会を規制し影響を及ぼそうとしている。そこには、難解な法律用語を読者・視聴者に解りやすく伝える、という大義名分があるのだが、結果として、国会で成立した法律を軽視していることになる。

(野村) まさに、入会権を否定するために「地権者」という語を使用しているように見えてならない。正確な法律用語である「共有の性質を有する入会権」で表現した方がよい。

(中尾) 一般に、入会権者は、入会権という法律用語を使っていない。

(岡本) 土地所有者の会といえばわからなくもないが、地権者の会という呼称では、その組織の性格がわからない。地権者の会も、小組合も、それぞれ成文規約をもうけているのか。

(牧) 双方とも成文規約は持たず、不文律で運営されている。ただ、地権者の会よりも、小組合の方が慣習という形での規約は明確だ。

(江渕) 福岡県春日市のケースで、離農して引水しなくなった者が農業を再開し、溜池入会地の利用者として復活することは、事実上はない。瀬泊浦において、漁業をやめた人がそれを再開することはありえないか。

(牧) 漁業をやめた人の中に休業者がおり、状況次第では再開するつもりのようだ。

(江渕) なるほど、農家が農地を処分することによって離農した場合、農業再開にあたっては農地再取得が必要であり、この場合の農業再開はハードルが高い。ところが、漁業の場合には、漁業をやめる際に漁協から脱退しても再加入すれば漁業の再開はできる。この場合、漁船を処分していればその再取得というハードルがあるが、これは、農地再取得のハードルほど高くないようと思える。

(岡本) ということは、漁業をやめて入会地との関わりが変化した人でも、漁業再開によつてもとの状態に回復することはありうるわけだ。それが、農村と漁村の入会権の違いといつてよい。

(牧) 漁業権は、漁民個人ではなく、漁業協同組合に付与される。本件における小組合は、自治的な入会集団であるものの、漁業権との関係では、漁業権を付与された漁業協同組合の下部組織としての性格を有する。瀬泊浦の漁民は、この小組合の構成員として漁業を営むことができる。よつて、小組合から脱退して漁業をやめても、小組合に再加入すれば漁業の再開が可能なのだ。そして、瀬泊浦住民でない者は、小組合に加入できない。

地権者の会は、この小組合と相互に関連している。したがって、地権者の会のメンバーは、この地域から離れたらその資格を失うのだ。

(江渕) 漁業をやめた人は、自分は地権者すなわち土地所有権者であるからどこに行っても権利を失わないとは考えていないのか。

(牧) そのように考える人はいない。この土地の「地権者」は、この土地に住んでいる必要がある。

(江渕) そうすると、この土地はなお入会地としての性格を保持しているように思える。

### 追記

その後、平成 26 年 10 月 22 日、控訴審で原告（控訴人）らが逆転勝訴した（福岡高裁宮崎支部・平成 26 年（ネ）第 65 号入会権確認請求控訴事件、破棄自判）。そして、同年 11 月 5 日、被告（被控訴人）らは上告し現在に至っている。

## 入会相談

### 1 和歌山県岩出市における溜池入会地の訴訟一事実と判決

和歌山県岩出市 大門池水利組合 理事長 西 洋

#### (1) 岩出市と地元利水者間の溜池所有権争い

私は和歌山県北部の旧根来村という所に住んでおり、そこにある大門池と新池という溜池の水利組合の理事長をしている。

編集部註・ 西氏には、本会の第7回シンポジウムで報告を頂いている（「溜池は誰のものか」『村落と環境』第7号〔2011年〕2頁以下参照）。

この池について、明治22年様式の土地台帳に官有地第3種と記載された。当時、太政官公告・官有地特別処分特別規則が定められていたが、その第3条には、大字等において費用、維持管理費用を支出した土地は村に払い下げる旨の規定が置かれていた。大正10年に国有財産法が制定され、これが大正11年4月1日から施行されるが、その直前の3月22日、この太政官公告を適用して、これらの池が根来村に払い下げられた。

私たちは、水田耕作者であるが、自己所有水田だけでなく、その水源たる上記溜池の維持管理費用をすべて負担し、集団的にこれら溜池を管理してきた。したがって、これらは、私たちの資産である。ところが、明治以降、これらは官有地第3種に編入される事態となった。その後、先人の努力により、これらを国から取り戻すことができたが、上記法令は村あてに払い下げる旨を定めているため、これら溜池払下を受ける名義人として、根来村を掲げるしか方法がなかったのである。

昭和31年10月1日、いわゆる昭和の町村大合併政策が実施された。これにより根来村は、他の数か町村とともに岩出町となった。それから平成の合併で平成18年4月1日、岩出町は単独で市制を施行し、岩出市となった。この市制施行のためには、市立の図書館が必要であった。市当局は、図書館敷地として、私たちの資産たるこれら溜池を使用する計画を立案するようになった。そこには、これら溜池が市有財産であり、私たちの水利用はこの市有財産から受けている恩恵で、さらに今日、これら溜池の水の利用量が減っているので、溜池を埋め立てて図書館敷地として利用することは差し支えないとの判断があった。たしかに、私たちは、これら溜池以外の水源（奈良県十津川村を水源とする紀ノ川用水）を確保していた。

図書館建設設計画が明らかにされると、私たちは、色々と議論をした。一部の水利組合員は反対しなかったが、かといって、全員がこれに賛同したわけではない。当時、水利組合は、釣り堀事業者に溜池の一部を貸し付けており、大雨の際に魚が流れ出さないように、溜池施設の予備の鍵を同事業者に貸し付けていた。市の担当職員は、この鍵を入手して施設内に立ち入り、私たちの承諾なしに水を抜くに到ったのである。前理事長がこれを止めたが、その翌日には水抜きの作業を実施した。これは、図書館敷地造成の前提作業だったのである。このようにして、図書館は完成した。

水利組合員のうち、一部の者は、平成18年12月6日、和歌山地裁に、これら溜池につ

いて、主位的に共有の性質を有する入会権の確認を求める訴えを、予備的に共有の性質を有しない入会権の確認を求める訴えを提起した。前述の通り、私たちは（一部の者は別として）、これら溜池の所有権登記は岩出市名義であっても、所有権の実質は私たちに帰属すると考えている。これが主位的請求である。仮に、この登記の通りに、溜池所有権が岩出市に帰属しているとしても、少なくとも、溜池を利用する権利（共有の性質を有しない入会権）を有する。これが予備的請求である。

平成 19 年 11 月 20 日、和歌山地裁で中間判決が言渡された。却下判決であった。組合員数は 87 名、原告数は 70 名に留まる。17 名がこの訴訟に加わらなかった。この人びとは、市職員や公共事業を請け負う建設事業者などであり、内心はどうあれ、立場上、市を被告とするこの訴訟に原告として加わることができなかつたのである。私たち原告は、やむをえず、市とともに、この 17 名を被告とせざるをえなかつた。

しかし、和歌山地裁は、この方法を認めなかつた。入会権確認の訴えにおいては入会権者の全員が原告となる必要があり、原告として訴訟に加わらない入会権者を被告にする方法は不適法だというのである。私たちはこれを不服として控訴したが、控訴審（大阪高裁 平成 20 年 6 月 12 日判決）も、第 1 審と同様の判断であった。平成 20 年 6 月 12 日、私たちは上告した。

その後、別の入会権訴訟において、画期的な最高裁判決が言渡された。先ほど、牧さんが馬毛島入会権訴訟の報告の中で述べられた最高裁平成 20 年 7 月 17 日判決がそれである。この判決は、入会権確認の訴えにおいて、この訴訟提起に加わらない入会権者がいる場合、原告たる入会権者らはこの不参加者を被告にすることで訴えは適法となるとする。

この最高裁の判断は、私たちの訴訟においても示された。その結果、控訴審判決破棄・第 1 審判決取消、第 1 審裁判所へ事件は差し戻されることとなつた。

第 1 審での差戻審理の結果、平成 24 年 5 月 29 日、和歌山地裁で判決が言い渡され、前述の主位的請求は認められず、予備的請求のみ認められた。被告・岩出市側は、これを不服として控訴した。私たちも、主位的請求を認めなかつた部分を不服として控訴した。平成 25 年 9 月 10 日、大坂高裁は、双方に和解案を示したが、岩出市はこれを受け入れなかつた。その結果、審理は進められ、双方の控訴は棄却、双方が上告したが受理されず、結局、和歌山地裁での差戻審判決が確定した。

## （2） 判決確定以降の協議

岩出市は、これまで、溜池は純然たる市有財産であり、私たちには何の権利もないという姿勢であった。予備的請求とはいえ、裁判所が共有の性質を有しない入会権を確認することで、市のこの姿勢は否定されたはずであった。しかし市は、実質的には姿勢を変えようとしない。市の担当者に対して、この判決を前提に交渉をしようとしても、市は、次の理由で応じない。

「この判決は、岩出市に何かをせよと命じたものではない。共有の性質を有しない入会権を確認しただけある。あなた方は溜池について何も権利を有しない。したがつて、この判決は市の主張に影響を与えるものではなく、今までと同じである」

これら溜池の所有権は岩出市に帰属する旨の判決が確定した。ただし、そこに、私たちの共有の性質を有しない入会権が成立している。このことは何を意味しているのだろうか。

上記のような市の主張を聴けば、私たちの共有の性質を有しない入会権とは何なのか、疑問を感じざるをえない。

最近、大阪の方では池の水面に太陽光発電をしているところがあると聞いている。もし、私たちが、これら溜池の上に太陽電池を設置する提案をしたらどう対応するか、と市に聞けば、それは絶対許さないという。それでは、私たちの権利は何なのか。市の所有権とどういう関係にあるのか。意見を聴きたい。

### 質疑

(江渕) 共有の性質を有しない入会権が判決で認められたわけだが、それでも、市は、溜池について住民に何の権利もないと主張するのか。

(西) この入会権がどういうものか認識しているかと聞けば、大変幅が広い権利で複雑なので理解できない、という回答だった。本件について市議会は、司法の判断に従うとの立場であった。市当局が司法の判断に従うためには、共有の性質を有しない入会権について認識を持たなければならないと指摘すると、分からぬ、と逃げる。

(中尾) これは確認判決であって給付判決ではないから、確認された権利にもとづいていかなる給付を求めるかは、別問題となる。本件の入会権の範囲については、このシンポジウムの研究テーマとして、我々がみなで議論すべきだ。

(西) 裁判所が共有の性質を有しない入会権を認めたのだから、市は、この権利を尊重する義務を負うのではないか。

(中尾) しかし、裁判所は、市に何かすること（=給付）を命じているわけではない。  
(江渕) 岩出市は、この判決の前には、水利組合はこの溜池を利用する権利、水を引く権利を有しないと主張していたのか、そして、その今次の判決は市の主張に影響を与えないとの市の主張は、水利組合に水を引く権利はないとの主張は判決後も変わらない、との意味だろうか。まず、市が水利組合に対して溜池から水を引くことを拒否しているかどうかから知りたい。

(西) 引水を拒否することはない。市は、以前に水利組合が釣り堀事業者に貸していた溜池施設の鍵を市が事業者から取り上げ、鍵を付け替えた。新しい鍵は、現在、市が保持している。市は、水利組合が引水の作業に必要な時にはこの鍵を貸与する、という。このことをもって、市が水利組合の水利権を認めている証拠であるという。

(江渕) これら溜池は市有財産であるという確信を市が持っていることは疑いない。その上で、水利組合に水利権を認めているとの言葉の一方で、水利組合は溜池に何の権利も有しないともいう。水利組合の権利については、市には定見がないようだ。おそらくそれは、市職員も認めているように、法律的な知識がないところに原因があろう。ただ、基本的な市の見解は、水利組合によるこれまでの溜池からの引水は事実上のものであって、権利にもとづくものではないところにあるような気がする。

(西) そうだと思う。市は、私たちにはそのような直接的な言い方はしないが、水利組合による水利用は市の恩恵だと考え方をしている。市が鍵を奪った事実を私たちが問題視し、市のこのような考え方を指摘すると、市は、必要な時には鍵を使用してよいと言っている、したがってその指摘は当たらない、という。

(牧) 水利組合に鍵を返せという主張はしているのか。

(西) その主張はしている。これに対して市は、大雨が降った時に職員を配置する必要があるから市が鍵を保管する必要があると言って問題をすり替えようとする。

(野村) これまで西さんが報告された溜池の埋め立てによる図書館建設や鍵問題のほか、水利組合の権利が侵害されたことはないか。

(西) 新池駐車場が岩出市によって占有され、共有の性質を有しない入会権が侵害されている。市がこの池の付近に駐車場を必要とし、組合に対して新池の一部埋立て、駐車場としての提供を求めた。組合は、紀ノ川用水という新しい水源を確保し補助池としての新池からの取水の必要性が減ったため、これに応じた。そこで、組合はこの池の埋め立てを認め、完成した駐車場について、市との間で賃貸借契約を結んだ。その期間は昭和 59 年から平成 6 年まで、続いて平成 6 年から 16 年の各 10 年間であった。この期間経過後、市は溜池の所有権を主張して、駐車場としての利用を続けながらも、契約更新と賃料支払をしない。

## 2 緑のオーナーについて

(中尾) 林政専攻の方に聞きたい。昨日の新聞で、大阪地裁において、緑のオーナー制度を推進した国が敗訴したという記事を読んだ<sup>註)</sup>。この制度について、説明してほしい。

編集部註： 緑のオーナー制度が元本割れを生じたため、損失を受けた出資者 75 名が国を相手に損害賠償を求める訴えを提起し、大阪地裁平成 26 年 10 月 9 日判決（金融・商事判例 1456 号 43 頁）が一定時期以前の契約については元本割れの可能性を説明していないとして国の説明義務違反を認定し、一部、賠償を国に命じた。

(枚田) これは、専門的には、分収育林と呼ばれる制度であり、よくこのシンポジウムでも例が出てくる分収造林とは性格が異なる。国有林野事業の採算が悪化したため、国民に広く費用負担を求めて生育途上の国有の森林に資金を投下することを目的とした制度で、費用負担者を「緑のオーナー」と呼んだ。元本割れの危険性があり、現在では休止している。

(高尾) 緑のオーナー制度は、国以外に、長崎県林業公社も実施している。林業公社は個人と収益を 6 対 4 で分収するが、公社は 6 割の中で費用を負担するが、その費用負担額の一部を他からの資金を入れて、6 割から利益が出た時は還元するという契約となっている。林業公社の場合、自己資金はなく、補助金と借入金で運営している。個人の出資分はたぶん林業公社は預かり金か前受金で処理していると思う。したがって、借入金と同じで、最低限出資分は返還するのが筋だと思う。国の場合には、そのような方式ではないのではないかと思う。

(塩田) かつての分収造林特別措置法に、いわゆる育林事業の規定が加わり、分収林特別措置法となった。たしかに、長崎県林業公社にも、分収育林の制度がある。4 か所の森林にこれが設定されている。出資金が 20 万円とすればこのうち 19 万円が長期前受金である。木材価格が下落してしまったため、平成 20 年代に入って主伐期に入った土地については土地所有者との間で契約期間を延長した。その他は期限未到来のため、結局、まだ精算に至ったケースはない。ただし、事情を出資者に説明しているために、国の場合のように訴訟にまで到ったことはない。契約延長となったケースでは、今後の予測を説明し、

出資者の意向を確認している。

(野村) これは投資であり、投資にはつねにリスクが伴う。国が実施した緑のオーナー制度においては、そのリスクについて説明不足だったということだ。消費者契約法は、消費者が将来受け取る金銭に変動がある場合において、事業者が断定的判断を提供したら、消費者を保護している。裁判所は、そのような方向性から、緑のオーナー事件において出資者たる原告の訴えを認めたのだろう。

(塩田) 平成5年からの林野庁のパンフレットには元本は保証しない旨の記述がある。判決は、それ以降の契約においては国に損害賠償義務はないが、それ以前の契約については賠償義務があると判断している。そして、大臣から、適切に対処するとのコメントが出されるということだった。昨日の高知新聞で、高知県において反応が際立っていたことを知った。

(高尾) 国は、利益の予想や元本保証などといったことはしていないはずだ。森林内に施設を設置し、出資者に森林レクリエーションサービスを提供していたと思う。

(野村) しかし、リスクを説明しなかったことは問題だろう。その点を裁判所は問題にした。

### 発言者（発言順）

中武 好美（宮崎県環境森林部山村・木材振興課）

中尾 英俊（西南学院大学名誉教授・弁護士）

岡本 常雄（沖縄大学）

牧 洋一郎（沖縄大学）

高尾 徳次（村落環境研究会事務局長）

江渕 武彦（島根大学）

大地 俊介（宮崎大学）

黒木 麻未（宮崎大学）

藤掛 一郎（宮崎大学）

野村 泰弘（島根大学）

西 洋（大池・新池水利組合理事長）

枚田 邦宏（鹿児島大学）

塩田 幸夫（長崎県林政課）

## 閉会あいさつ

中尾 英俊

この研究会の前身組織・西日本入会林野研究会が発足したのは40年前の昭和50年、大分県においてでした。昭和41年に、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が制定されてしばらく経ってからのことである。この法律制定をきっかけに、もっと入会権について知りたいとの意見が強くなり、西日本の法律学や林政学研究者、行政実務担当者、入会権の人びとが入会権を研究することを目的として組織されたものでした。ほどなく、中日本、東日本においても、同様の入会林野研究会が発足しました。

平成5年に、西日本入会林野研究会からこの村落環境研究会に改組となった。その理由は、実務的な理由は別とすれば、入会地の環境保持機能にまで研究対象を広げるところにありました。これは亡くなられた堺正紘先生（九州大学）の着想によります。

入会権は古い権利であって現代社会においては価値がないという思想が非常に強いものです。しかし、近年、入会財産が環境保全に寄与しているという指摘が多くなりました。本日のシンポジウムで、入会地としての溜池や船着き場の問題が掲げられたが、この例でわかるように、入会地は山林原野に留まりません。いかに、かような財産が地域の環境を守っているか、本日のシンポジウムに参加してその思いを新たにしました。前者の溜池の問題については、裁判所の理解が得られず、溜池を所有資産として管理してきた水利組合にその所有権が帰属せず、共有の性質を有しない入会権を有するに留まる旨の判決が言い渡されました。この訴訟の経緯は、地元の市がこの溜池の所有権を主張するようになったところにありますが、市によるその主張の根拠は登記しかありません。およそ、入会権は入会地の地盤所有権登記の影響を受けないため、この市の主張を認めた裁判所の判断には大きな疑問が残ります。とはいものの、判決が確定してしまったために、致し方ありません。今後は、この水利組合が有する共有の性質を有しない入会権の内容が問題となります。共有の性質を有しない入会権とは何なのか、次回のシンポジウムでの議論を期待したいと思います。

## [研究会記事]

### 第 11 回総会及び理事会の開催

1. 日時 平成 26 (2014) 年 10 月 11 日 13 時 10 分～

2. 会場 宮崎市民プラザ

3. 出席者 (顧問・役員のみ掲載) (委) は委任状

顧問 中尾英俊

理事 江渕武彦、矢野達雄 (委)、枚田邦宏 (委)、岡本常雄、

野村泰弘、牧洋一郎、佐藤宣子 (委)、泉英二 (委)

監事 川原祥治 (委)

4 議長選出

理事会及び総会では、会則第 7 条第 2 項及び第 3 項に基づき、いずれも会長 (江渕) が議長を務めた。

5 理事会の成立

過半数の理事が出席したため、会則第 7 条第 3 項により理事会が成立した。

6 議事

① 第 1 号議案

第 10 期 (2013 年 7 月 1 日～2014 年 6 月 30 日) 事業報告及び決算報告が行われた。その後、野村監事から鑑査報告があり、審議の結果、全員一致で承認された

② 第 2 号議案

第 11 期 (2014 年 7 月 1 日～2015 年 6 月 30 日) 予算案が提示され、審議の結果、全員一致で可決された。

③ 第 3 号議案

事業報告及び収支決算報告その他

2013 年 7 月 16 日 第 9 期分監査資料作成 監事に提出

7 月 17 日 会報の送付及びシンポジウムの案内

9 月 6 日 シンポジウム開催 (島根県民会館)

2014 年 3 月 東日本、中日本入会林野研究会会報受領

3 月 13 日 入会林野コンサルタント中央会議

3 月 20 日 宮崎県庁訪問 シンポジウム協力要請

・次回シンポジウムの開催について 大分県日田市にて開催を予定

## 第10期村落環境研究会収支決算書

(2013年7月1日～2014年6月30日)

(単位:円)

1) 収入の部	予算 (A)	決算 (B)	(A)(B)比	備 考
前期繰越	248,111	248,111	0	
会費	80,000	94,120	14,120	会費 30人, 賛助会員2法人
寄付金	0	12,000	12,000	
その他	49	38	-11	受取利息
収入合計	328,160	342,269	14,109	
2) 支出の部	予算 (A)	決算 (B)	(A)(B)比	
第10回シンポジウム開催 経費	15,000	15,000	550	会場使用料8,450円マイク使用料 2,100円謝金5,000円
機関誌印刷費	120,000	111,930	-8,070	会報印刷費
会議費	5,000	0	-5,000	
通信費	13,000	9,760	-3,240	会報発送経費
事務用品費	5,000	0	-5,000	
振替手数料	2,500	3,590	1,090	会費郵便振替2,120円送金手数 料1,470円
第11回シンポジウム開催 準備経費	0	0	0	
支出合計	160,500	140,830	-19,670	
3) 次期繰越	167,600	201,439		

## 監査報告書

2012(平成24)年7月1日から2013(平成25)年6月30日までの第9期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下の通り報告致します。

一 財務執行は、証拠書類に照らして適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

平成26(2014)年10月11日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印

監事 野村 泰弘 印

**第11期 村落環境研究会収支予算書**

(2014年7月1日～2015年6月30日)

(単位:円)

1) 収入の部	第9期決算 (A)	第10期予算 (B)	(A)(B)比	備考
前期繰越	248,111	201,439	-46,672	
会費	94,120	80,000	-14,120	
寄付金	0	0	0	
その他	38	31	-7	受取利息他
収入合計	342,269	281,470	-60,799	
2) 支出の部	決算(A)	予算(B)	(A)-(B)	
第10回シンポジウム 開催経費	15,550	5,000	550	会場使用料
会報印刷費	111,930	80,000	-31,930	
会議費	0	0	0	
通信費	9,760	10,000	-240	会報発送経費
事務用品費	0	5,000	-5,000	
振替手数料	3,590	3,500	1,090	会費郵便振替、送金手 数料
第11回シンポジウム 開催準備経費	0	5,000		
支出合計	14,830	108,500	-46,630	
3) 次期繰越	201,439	172,970	-28,469	

## 編集後記

本会顧問・中尾英俊先生が亡くなられました。平成26年12月21日のことでした。第11回シンポジウムは、同年10月11日に宮崎市民プラザで開催し、先生にも参加していました。翌日先生とのJR宮崎駅でのお別れが、最後となってしまいました。

先生は、90歳を迎てもお元気で、入会権訴訟の代理人として弁護士活動に従事されていました。今後もなお、入会専科の弁護士・研究者としての活動を続けられるつもりでした。本シンポジウムにおいても積極的に発言され、閉会の辞を述べていただいたことは、本誌ご覧の通りです。近年、本会及び前身の西日本入会林野研究会を支えてこられた堺正紘先生（九州大学）、岡森昭則先生（九州大学）、松原功さん（山口県）が相次いで亡くなられましたが、さらに中尾英俊先生の訃報をここで報告申し上げなければなりません。

本年のシンポジウムは、宮崎県における生産森林組合の現状と組合が抱えている課題について中武さんからお話を賜りました。西日本におきましては、佐賀県・長崎県など九州各県に取り組みの熱意が感じられます。とりわけ宮崎県は古くから賛助会員として本会を支え、毎年のシンポジウムには欠かさずご担当者の出席を頂いています。本シンポジウム開催につきましても、会場予約の際に同県のご高配をいただきました。この場を借りて、同県山村・木材振興課の中武さんや前任の西口さんを始め、同課の皆様に心より御礼申し上げます。

宮崎大学の大地先生と教え子の皆様からは、貴重な調査のご報告を賜りました。私が所属する法学分野におきましても、フィールドワークにもとづく研究スタイルがあり、私も古くから、故中尾先生に指導の下にそのような研究に従事してきました。近年は若干怠惰になっていますが、大地先生の研究室におきましては、しっかりとこのスタイルの伝統が守られていることをご報告で知り、反省とともに心強く感じた次第です。 （江渕）

---

### 村落と環境 第11号 平成27（2015）年8月発行 (会員配布)

発行編集	村落環境研究会
住 所	〒690-8504 島根県松江市西川津町1060 島根大学法文学部江渕研究室
電話／FAX	電話：0852-32-6144 FAX：0852-32-6169
Eメール	ebuchi@soc.shimane-u.ac.jp
年会費	一般会員 2,000円 賛助会員（団体・法人）5,000円
印 刷	就労継続支援A型事業所 ピー・ター・パン 島根県松江市邑生町662-1 電話：0852-34-9734

---